

杵築市立小中学校適正規模・適正配置 基本方針

令和 6 年 5 月

杵築市教育委員会

目 次

はじめに

1 基本方針の策定にあたって

(1) 基本方針策定の趣旨	1
(2) 基本方針策定の背景	1
(3) 杵築市が目指す教育の基本目標	1
(4) 基本方針の位置付け	2
(5) 基本方針の見直し	2

2 杵築市の現状と課題

(1) 小中学校の位置	3
(2) 人口の状況	4
(3) 児童生徒数の推移と見込み	5
(4) 学級数の推移と見込み	6
(5) 教員数の減少と施設設備の老朽化	8
(6) 学校現場における課題	8

3 望ましい学校規模・配置

(1) 学校規模の現状	10
(2) 学校規模による教育環境への影響	11
(3) 望ましい学校規模（1校当たりの学級数）	12
(4) 望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）	12
(5) 通学区の現状	13
(6) 望ましい学校配置（通学時間）	14
(7) 学校適正規模・配置の基準	14

4 学校規模の適正化に向けた取組

(1) 学校規模の適正化に関する検討開始基準	16
(2) 学校規模を適正化するための手法	18
(3) 学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項	19

5 少子化に対応した魅力ある学校づくり

《 資料編 》

杵築市立学校における適正規模・適正配置についての提言	22
----------------------------	----

はじめに

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒が著しく減少し、その中でも特に小学校の小規模化が進行しており、一部の小学校を除いて1学年に1学級しかない「単学級」が生じ、クラス替えができない状況にあります。また、複式学級編成となっている小学校もあり、今後も更なる小規模化が見込まれており、学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現が困難になる可能性があるなど、教育条件の悪化や教育課題の顕在化が懸念されております。

また、社会が急激に変化し、複雑で予測困難な時代となる中で、学校教育には一人ひとりの児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

杵築市教育委員会といたしましては、子どもたちを取り巻く状況の変化に対応し、持続的で魅力ある学校教育を実現できるよう、より良い教育環境を構築するとともに、新しい時代を生きる子どもたちの基礎学力や才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう学校教育の質を高める必要があると考えております。

こうしたことから、令和4(2022)年7月に、学識経験者、小中学校の校長経験者、学校教育関係者による杵築市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、杵築市立学校の児童生徒数や学級数等の現状と推移に関し理解を深めるとともに教育的観点と将来的な視点から、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどについて御審議いただきました。令和5(2023)年2月に「杵築市立学校適正規模・適正配置についての提言」をいただき、教育委員会では、この提言を基に「杵築市立学校適正規模・適正配置基本方針」を策定いたしました。

基本方針は、「杵築市教育立市プラン」の基本理念である「人と学び、人と生き、人が育つ杵築の教育を創造します」「家庭、学校、地域が連携し、地域の宝として子どもたちを育てます」の実現に向けて、児童生徒の教育条件の改善を図り、良好な教育環境を確保することを目的としております。

また、学校の役割や学校規模の重要性、少子化に対応した魅力ある学校づくりの方向性を整理した上で、本市における望ましい学校規模や学校配置、学校規模の適正化に関する検討開始基準や手法などを定めています。

なお、学校規模の適正化や学校の配置に関する具体的な検討につきましては、保護者や地域住民、学校関係者等のご理解とご協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

令和6年5月
杵築市教育委員会

1 基本方針の策定にあたって

(1) 基本方針策定の趣旨

児童生徒にとって、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育を実現するため、市立小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどに関する基本方針を策定するものです。

(2) 基本方針策定の背景

児童生徒の著しい減少に伴い市立小中学校の小規模化が進行しており、教育環境や学校運営などに様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

一方、国では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の基準に関する法律の一部を改正し、令和3(2021)年4月1日から、小学校の学級編制に関する取り組みの充実を図るなど、社会情勢の変化に伴い教育制度が大きく変化しています。

(3) 杵築市が目指す教育の基本目標

本市では、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるため、平成25(2013)年4月に杵築市教育立市プランを策定しました。

同プランでは、基本理念である「人と学び、人と生き、人が育つ杵築の教育を創造します。」「家庭、学校、地域が連携し、地域の宝として子どもたちを育てます。」を実現するため、17の事業(プラン)を掲げています。

地域の宝であるの子どもたちの成長を、家庭(親子が共に学び、育ち合う家庭教育)、学校(すべての子どもたちが輝く教育、「生きる力」を育む教育)、地域(地域社会に存在する人、物、文化等を活用して地域に根付いた教育)の3者が事業(プラン)を実行し、協働で進めてまいります。

(4) 基本方針の位置付け

基本方針は、杵築市総合計画及び杵築市教育立市プランとの整合を図り、今後の市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方を定めるものです。

杵築市教育立市プラン

【 基本理念 】

「人と学び、人と生き、人が育つ杵築の教育を創造します。」

「家庭、学校、地域が連携し、地域の宝として子どもたちを育てます。」

【 求められる教育 】

家 庭（親子が共に学び、育ち合う家庭教育）

- ① 読書活動推進プロジェクト
- ② 家庭教育の充実
- ③ 家庭教育支援

学 校（すべての子どもたちが輝く教育、「生きる力」を育む教育）

- ④ 学力向上プロジェクト
- ⑤ 体力向上プロジェクト
- ⑥ 個に応じた指導の充実
- ⑦ G I G Aスクール構想の推進
- ⑧ 学校教育環境の整備・充実
- ⑨ キャリア教育の推進
- ⑩ よりよい学校生活・体育・文化のための充実
- ⑪ 学校における食育の推進・地場産物の活用

杵築市立小中学校
適正規模・適正配置基本方針

地 域（地域社会に存在する人、物、文化等を活用して地域に根付いた教育）

- ⑫ 伝統・文化の特色ある教育の推進
- ⑬ よりよい社会を切り拓く人権教育
- ⑭ 青少年の社会的自立の支援
- ⑮ 放課後・週末等における体験・交流活動等の推進
- ⑯ 学校と地域の連携・協働
- ⑰ 杵築教育の日

(5) 基本方針の見直し

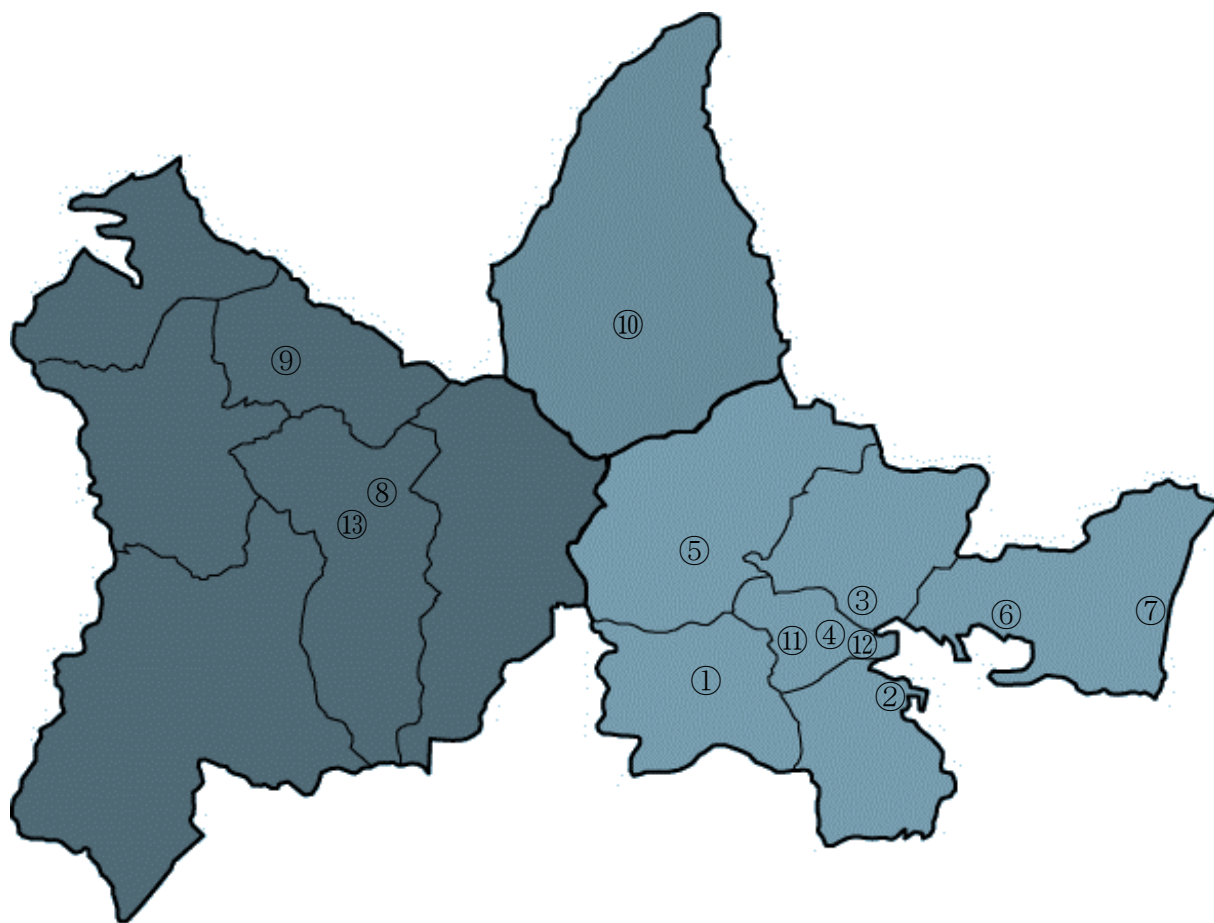
基本方針は、国や県における教育制度改革や、次期杵築市総合計画及び杵築市教育立市プランの内容、児童生徒数の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

2 杵築市の現状と課題

(1) 小中学校の位置

現在の杵築市は、平成 17（2005）年 10 月 1 日に旧杵築市、山香町、大田村が新設合併して誕生しました。

令和 5（2023）年 4 月 1 日現在、本市には市立の小学校 10 校、中学校 3 校が設置されており、地域別では、旧杵築地域に小学校 7 校、中学校 2 校、旧山香地域に小学校 2 校、中学校 1 校、旧大田地域に小学校 1 校となっております。



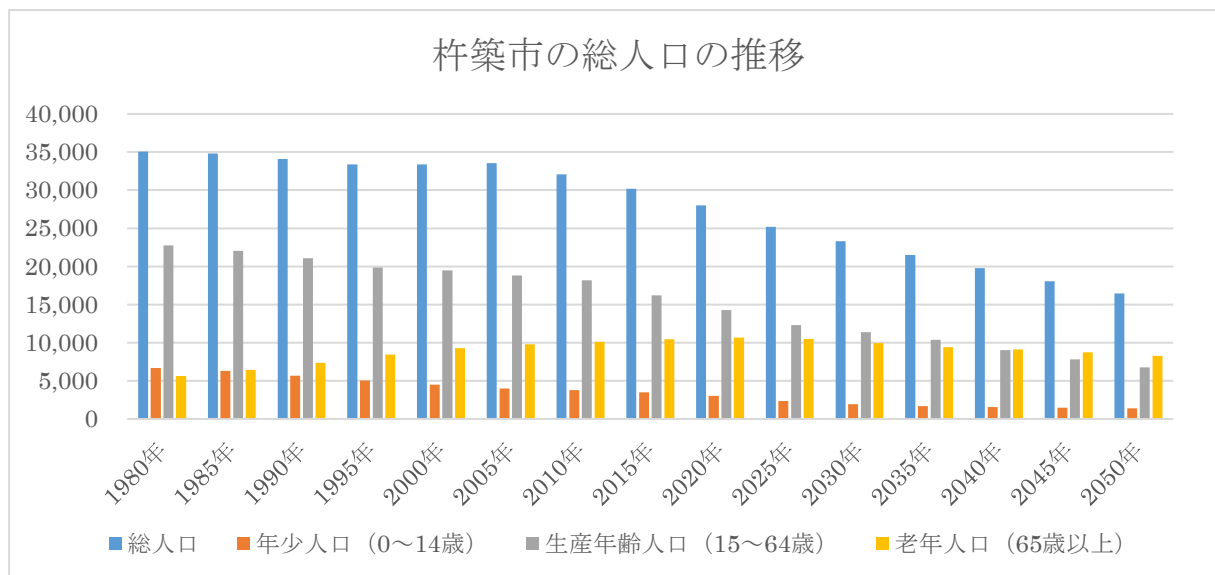
【 小 学 校 】	杵築地域	①八坂小学校	②東小学校	③大内小学校	④杵築小学校
		⑤北杵築小学校	⑥護江小学校	⑦豊洋小学校	
	山香地域	⑧山香小学校	⑨立石小学校		
	大田地域	⑩大田小学校			

【 中 学 校 】	杵築地域	⑪宗近中学校	⑫杵築中学校
	山香地域	⑬山香中学校	

(2) 人口の状況

ア 人口の推移と将来推計

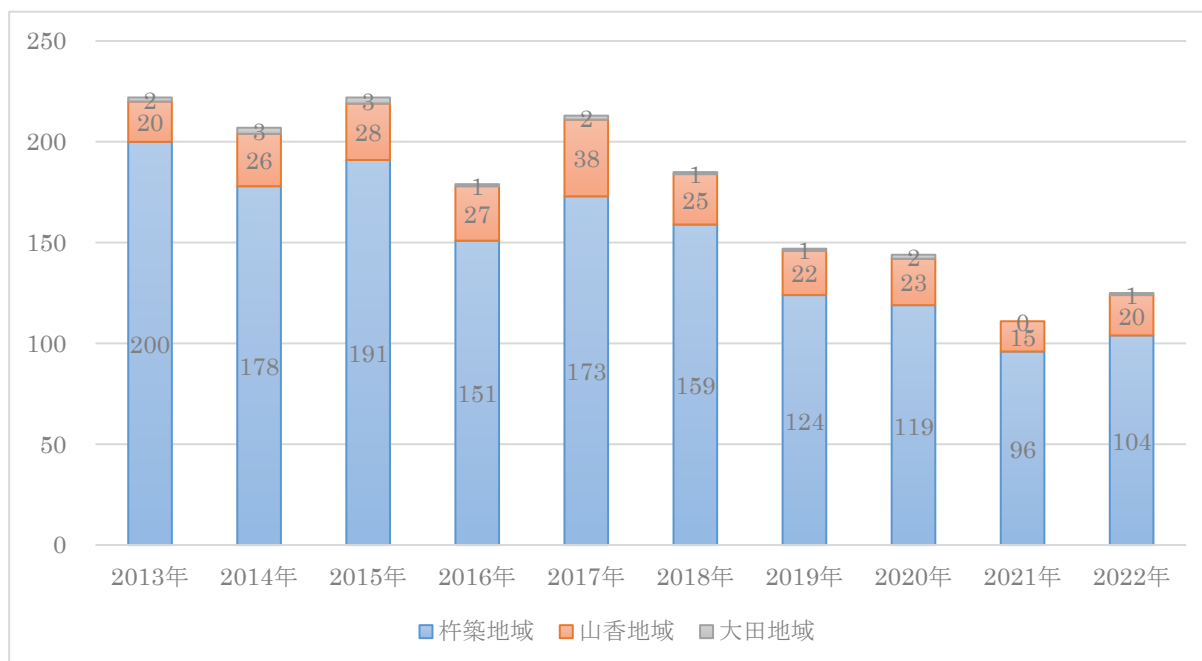
本市の人口は、昭和 30（1955）年には、5 万人を超えていましたが、昭和 55（1980）年には、35,066 人まで減少しています。その後、横ばい状況になりましたが、平成 20（2008）年以降は大きく減少し、平成 31（2019）年には 3 万人を割り込むこととなりました。推計値においても、大幅な減少が見込まれています。



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

イ 出生数の推移

本市の出生数は、年間約 200 人台で推移していましたが、平成 30（2018）年には 200 人を割り込み、その後も減少傾向が続いています。

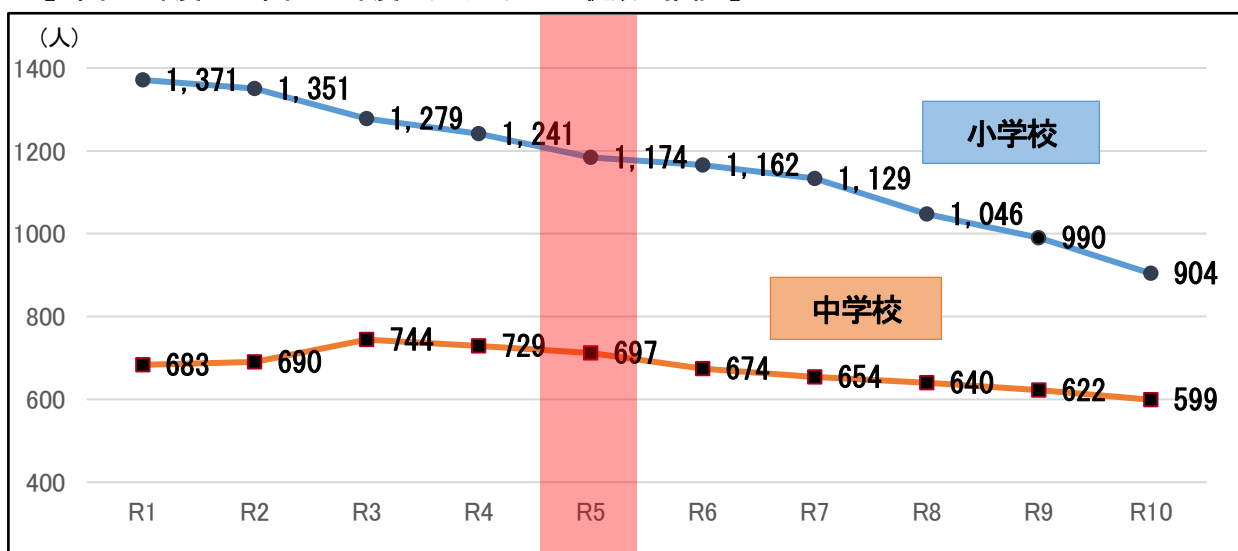


(3) 児童生徒数の推移と見込み

わが国における大きな課題として、人口の減少と偏在をあげることができますが、本市も例外ではありません。減少の仕方地域により大きな違いが見られ、市周辺部において減少スピードが加速しています。

児童生徒数については、平成 20 (2008) 年の 2,539 人から、令和 5 (2023) 年には 1,896 人となり、15 年間で 25%を超える減少が見られました。今後はさらにスピードを増し、令和 10 年度までの 5 年間で約 20%の減少が予想されます。

【 令和 1 年度から令和 10 年度における児童生徒数の推移 】



【 令和 5 年度から令和 10 年度までの学校別児童生徒数の推移 】

年 学校	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R5に対する R10の増減数
杵築小	461	484	478	440	436	411	▲ 50
山香小	203	194	191	186	177	160	▲ 43
八坂小	143	140	145	139	129	120	▲ 23
東小	123	132	115	104	91	77	▲ 46
大内小	71	61	56	50	48	45	▲ 26
護江小	65	59	53	44	40	34	▲ 31
豊洋小	38	34	34	32	28	26	▲ 12
北杵築小	43	34	36	34	25	20	▲ 23
大田小	20	18	17	17	16	11	▲ 9
立石小	7	6	4	—	—	—	—
児童数	1,174	1,162	1,129	1,046	990	904	▲ 270
杵築中	279	263	269	276	279	264	▲ 15
宗近中	250	256	241	236	230	229	▲ 21
山香中	168	155	144	128	113	106	▲ 62
生徒数	697	674	654	640	622	599	▲ 98

令和 6 年度以降は住民基本台帳に基づく推計

(4) 学級数の推移と見込み

児童生徒数の減少にともない学級数も減少しており、令和5年度において、小学校では10校のうち国が定めた標準規模に該当する学校は1校のみであり、残り9校はすべて小規模校です。さらに全学年においてクラス替えが実施できない学校は8校あり、4校は複式学級を有する学校（以下過小規模校）です。一方、中学校は3校とも標準規模には達していないもののクラス替えは可能な状況にあります。

【 令和5年度杵築市立学校の学級数・児童生徒数 】

学校名	学級数				児童生徒数						
	総数	通常の学級	複式学級	特別支援学級	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
杵築小	19	16	－	3	461	69	80	72	92	84	64
山香小	9	7	－	2	203	28	33	31	29	36	46
八坂小	7	6	－	1	143	24	18	29	25	25	22
東小	7	6	－	1	123	16	22	22	20	27	16
大内小	7	6	－	1	71	11	9	8	12	11	20
護江小	7	6	－	1	65	8	11	8	13	13	12
豊洋小	4	4	2	－	38	1	6	8	7	5	11
北杵築小	5	5	1	－	43	6	7	10	5	4	11
大田小	5	4	2	1	20	2	5	3	1	5	4
立石小	2	2	2	－	7	0	0	1	1	2	3
児童数計					1,174	165	191	192	205	212	209
杵築中	11	9	－	2	279	88	93	98			
宗近中	10	9	－	1	250	78	89	83			
山香中	8	6	－	2	168	48	54	66			
生徒数計					697	214	236	247			



全学年でクラス替えができない学校



複式学級

令和5年5月1日現在 教育総務課調べ

令和5年度において、過小規模校は4校あり、そのうち3校は複式学級を2学級有しています。住民基本台帳に基づく実数をベースにした将来推計によると、今後はさらに複式学級が増加し、令和9年度には6校が複式学級を有し、そのうち4校が複式学級を2学級有するものと考えられます。複式学級では直接指導と間接指導を組み合わせることで複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、様々な課題が生じることが指摘されており、複式学級の解消は本市にとって喫緊の課題と言えます。

【 令和10年度までに複式学級を有すると推計される学校の学級数・児童数 】

		全校児童数	通常の学級数	複式学級数	現6年	現5年	現4年	現3年	現2年	現1年	R6入学	R7入学	R8入学	R9入学	R10入学
大内小	R 5年度	71	6	0	20	11	12	8	9	11					
	R 6年度	61	6	0		11	12	8	9	11	10				
	R 7年度	56	6	0			12	8	9	11	10	6			
	R 8年度	50	6	0				8	9	11	10	6	6		
	R 9年度	48	5	1					9	11	10	6	6	6	
	R10年度	45	5	1						11	10	6	6	6	6
護江小	R 5年度	65	6	0	12	13	13	8	11	8					
	R 6年度	59	6	0		13	13	8	11	8	6				
	R 7年度	53	5	1			13	8	11	8	6	7			
	R 8年度	44	5	1				8	11	8	6	7	4		
	R 9年度	40	4	2					11	8	6	7	4	4	
	R10年度	34	4	2						8	6	7	4	4	5
豊洋小	R 5年度	38	4	2	11	5	7	8	6	1					
	R 6年度	34	4	2		5	7	8	6	1	7				
	R 7年度	34	4	2			7	8	6	1	7	5			
	R 8年度	32	4	2				8	6	1	7	5	5		
	R 9年度	28	4	2					6	1	7	5	5	4	
	R10年度	26	4	2						1	7	5	5	4	4
北杵築小	R 5年度	43	5	1	11	4	5	10	7	6					
	R 6年度	34	4	2		4	5	10	7	6	2				
	R 7年度	36	5	1			5	10	7	6	2	6			
	R 8年度	34	4	2				10	7	6	2	6	3		
	R 9年度	25	4	2					7	6	2	6	3	1	
	R10年度	20	4	2						6	2	6	3	1	2
大田小	R 5年度	20	4	2	4	5	1	3	5	2					
	R 6年度	18	4	2		5	1	3	5	2	2				
	R 7年度	17	4	2			1	3	5	2	2	4			
	R 8年度	17	4	2				3	5	2	2	4	1		
	R 9年度	16	4	2					5	2	2	4	1	2	
	R10年度	11	3	2						2	2	4	1	2	0
立石小	R 5年度	7	2	2	3	2	1	1	0	0					
	R 6年度	6	3	1		2	1	1	0	0	2				
	R 7年度	4	2	1			1	1	0	0	2	0			
	R 8年度														
	R 9年度														
	R10年度														

令和5年度大分県学級編制・配当基準(1)による、学年の組み合わせは例

(5) 教員数の減少と施設設備の老朽化

教員の配当数は学級数によるため、学級数の減少は教員数の減少に直結します。児童生徒にとって最も大切な教育環境であり、学校組織の構成員として大きな割合を占める教員数の減少は、学校経営に様々な課題を招きます。特に、授業に関して、小学校においては出張等不在時における授業代替者の確保に難しさのある学校が見られ、中学校においては特定教科における免許外指導が常態化している学校があります。これは、生徒の能力を伸ばすという学校の基本的役割を考えると大きな問題です。

また、小学校の中には、昭和 40 年代に建設された校舎・体育館を有する学校もあり、耐震改修を行い長寿命化が図られてはいるものの老朽化は否めません。そのため施設設備については、必要に応じてその都度改修を行い対応している状況にあり、限られた財源の有効活用という観点から、長期的視点に立った環境整備が求められます。

(6) 学校現場における課題

児童生徒数や学級数の減少により、学校規模による教育環境の不均衡や地域格差といった問題が生じる可能性、学習指導要領（平成 29 年告示）が目指す「主体的・対話的で深い学び」を実現することが困難になることが懸念され、次のような課題が生じることが考えられます。

【単学級（クラス替えができない）により生じることが考えられる課題】

- ・児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成ができない。
- ・新たな人間関係を構築する力を身につけさせることができない。
- ・クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができない。
- ・学級同士が切磋琢磨する環境をつくることができない。
- ・学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等、多様な指導形態をとることができない。
- ・指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることによるきめ細やかな指導が不可能となる。等

【複式学級により生じることが考えられる課題】

- ・教員に特別な指導技術が求められる。
- ・複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うことになるため、教員の負担が大きい。
- ・単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ・実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ・兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約が生じる可能性がある。等

【教員の減少により生じることが考えられる課題】

- ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ・教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。
- ・TT、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ・学年会や教科部会が成立せず、指導技術等の相互伝達がなされにくい。
- ・学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ・免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ・代替授業者の確保に支障が生じる可能性がある。

等

【施設設備の老朽化により生じることが考えられる課題】

- ・学校間で教育環境やそれにもとづく教育活動に差が生じ、児童生徒や保護者に不公平感が生まれやすい。
- ・多様化する時代の変化に応じた学習環境が整備されづらい場合がある。
- ・学校の施設設備と家庭における生活環境とに乖離が見られる。

等

3 望ましい学校規模・配置

(1) 学校規模の現状

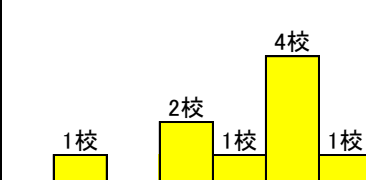
急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

特に、義務教育段階の学校につきましては、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家や社会の形成者としての基礎的資質を養うことを目的としています。

このため、学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた一定規模の教職員集団が配置されていることが、定数内での全教科の免許を持つ教員の配置、児童生徒に向き合う時間の確保、教員同士の技術指導の伝達のほか、学校が直面する様々な課題への組織的な対応等の面からも望ましく、このようなことから、一定の学校規模を確保することが非常に重要となります。

【 令和5年5月1日現在の市内小中学校の学校規模 】

学校数	9校											1校							0校	
小学校																				
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19以上	
※1	小規模校											標準規模校							大規模校	

学校数	3校											0校							0校	
中学校																				
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19以上	
※1	小規模校											標準規模校							大規模校	

※1 学校教育法施行規則において、小学校及び中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準としています。

このことから、11学級以下を小規模校、12学級以上18学級以下を標準規模校、19学級以上を大規模校としています。

（２）学校規模による教育環境への影響

学校規模により、教育環境には様々な影響があります。

特に、小規模校の場合には、次のような「よさ」と「課題」が生じています。各学校では、こうした「課題」の改善や解決に努めていますが、児童生徒数が著しく減少した小規模校では、「課題」の改善や解決が困難な状況にあります

今後も児童生徒数の減少が見込まれる中で、学校の小規模化による「課題」を解決し、児童生徒にとってより良い教育環境を実現するため、一定の学校規模を確保する必要があります。

【小規模校の主な「よさ」と「課題」】

	よ さ	課 題
学習面	- 一人一人の状況に応じた、きめ細かな指導が行いやすい。 - 一人一人がリーダーを務めるなど、活躍できる場面が多い。	- 多様な考えや意見に触れる機会や切磋琢磨する機会が少ない - 集団活動に制約が生じやすい。 - グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習方法や指導方法をとりにくい。
生活面	- 家庭状況や生活環境を把握しやすく、個に応じた指導が行いやすい。 - 保護者や地域と連携を図りやすい。	- クラス替えを行いにくく、新たな人間関係を構築する機会が少ない。 - 人間関係や相互の評価が固定化されやすい。 - クラブ活動や部活動の種類が限定される。
学校運営面	施設や設備を利用しやすい	- 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。 - 教員の校務負担が大きくなる。 - 経験、専門性等の面で、バランスのとれた教職員配置をとりにくい。 - 学校が直面する課題に組織的に対応することが難しい。

【出典】 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参照

○各学年で複数の学級を編成できる「よさ」

各学年で複数の学級を編成できる場合には、次のような「よさ」があります。

- (ア) 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- (イ) 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- (ウ) 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- (エ) クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- (オ) 学級同士が切磋琢磨する環境をつくることができる。
- (カ) 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- (キ) 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能になる。

等

(3) 望ましい学校規模（1校当たりの学級数）

ア 国等が定める標準的な学級数について

(ア) 学校教育法施行規則

学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は、「12学級以上18学級以下を標準とする」とされており、中学校においてもこの規定を準用し、「12学級以上18学級以下を標準とする」とされています。

(イ) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、小学校及び中学校の適正な規模の条件は、「学級数がおおむね12学級から18学級まで」とされています。

(ウ) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（文部科学省）

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引P9には、望ましい学級数の考え方として次のとおり示されています。

「小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編制を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。」

(4) 望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）

ア 国等が定める標準的な児童生徒数について

(ア) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条において、児童生徒数の基準については、「小学校にあつては35人、中学校にあつては40人を基準とする」とされています。

(イ) 複式学級（2つの学年の児童生徒で編制する学級）に関する基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条において、複式学級に関する基準については、「小学校にあつては16人（1年生を含む場合は8人）、中学校にあつては8人を基準とする」とされています。

(ウ) 学級編制における国、都道府県、市町村の関係

学級編制における国、都道府県、市町村の関係については、国が学級編制の「標準」を設定し、大分県教育委員会が国の定める「標準」を踏まえ、学級編制の「基準」を設定し、杵築市教育委員会が都道府県の定める「基準」を踏まえ、学校の児童生徒の実態を考慮し、学級を編制するという関係にあります。

【 令和5年度大分県教育委員会における市町村立学校の学級編制 】

学 級 編 制 の 区 分	1学級の児童生徒数			
	小 学 校		中 学 校	
	国	県	国	県
○同学年の児童生徒で編制する学級	35		40	
小1・2年生、中1年生		30		30
○二の学年の児童生徒で編制する学級（複式学級）	16	14	8	解消
1年生を含む場合	8	解消		
2年生を含むとび複式の場合	16			

※ 法改正により、小学校における1学級の児童数は令和7年度までに全学年が35人になるよう段階的に進行中

(5) 通学区域の現状

学校の適正配置に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにすることが必要になります。

小 学 校	⇒	中 学 校
八 坂 小 学 校 北 杵 築 小 学 校 杵築小学校区のうち(東下司区、下原区、西下司区、宗近区、中平区、馬場尾区、中ノ原区、守末区、宮司区、煙硝倉区、南祇園区、北祇園区)	⇒	宗 近 中 学 校
東 小 学 校 大 内 小 学 校 杵築小学校区のうち(東下司区、下原区、西下司区、宗近区、中平区、馬場尾区、中ノ原区、守末区、宮司区、煙硝倉区、南祇園区、北祇園区を除く) 護 江 小 学 校 豊 洋 小 学 校	⇒	杵 築 中 学 校
山 香 小 学 校 立 石 小 学 校 大 田 小 学 校	⇒	山 香 中 学 校

（６）望ましい学校配置（通学時間）

ア 国等が定める標準的な通学距離及び通学時間について

（ア）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第４条において、適正な規模の条件は、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね４キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね６キロメートル以内」とされています。

（イ）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（文部科学省）

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引 P15, 16 には、通学時間の考え方について、次のとおり示されています。

『『おおむね１時間以内』を一応の目安とした上で、各市町村の実情や児童生徒の実態に応じて１時間以上や１時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であろうと考えられます。』

（７）学校適正規模・配置の基準

以上を踏まえ、学校の規模や配置の適正化を図る際の基本的な考え方として確認すべき「学校」の果たす役割は次の２点が最も重要であると言えます。

- ① 児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養う。
- ② 単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせる。

学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念される今日、公立小学校・中学校の設置者である市は、地域の実情に応じながら、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していかなければなりません。そのためには、国・県の動向に留意しながら本市独自の学校適正化基準を設定することが大切だと考えられます。

「地域とともにある学校づくり」の視点を加味し、杵築市立学校の現状と課題を法令や手引きに照らし合わせると、本市においては小学校では複式学級を解消するために１学年１学級が、中学校ではクラス替えが実施できる１学年２学級が適正規模の下限であると考えられます。この学級数を実現するためには、学年の児童生徒数が小学校においては８名以上、中学校においては４１名以上必要になります。そのため、学校規模の適正化の検討にあたっては、児童生徒数の将来推計に着目することが必要になります。

適正配置のための通学条件としては、すでに徒歩や自転車だけでなく多様な交通手段が活用されていることから、通学距離ではなく通学時間で設定することが妥当であると考えられます。山香地域・大田地域で運行されているスクールバスのすべての路線が通学時間６０分以内に設定されていること等を踏まえ、通学時間６０分以内とすることが適当と考えます。なお、学校の適正配置に伴い通学距離が従来の規定を大きく上回る場合に

は、学校設置者が児童生徒の安全面や心身の負担面を考慮した適切な交通手段を担保することが必要です。

【 杵築市立学校における適正規模・配置の基準 】

校 種	適正規模に関わること			適正配置に関わること
	要 件	学年の学級数の下限	学年の児童生徒数の下限	通 学 条 件
小学校	複式学級の解消	1学年1学級	8人	通学時間がおおよそ60分以内
中学校	クラス替えの実施	1学年2学級	41人	

4 学校規模の適正化に向けた取組

(1) 学校規模の適正化に関する検討開始基準

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 P11～13 では、現行の学校規模の基準（12 学級～18 学級）を下回る場合において、学級数を中心として次のとおり目安を示しています。

小学校

【 1～5学級 】 複式学級が存在する規模	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
【 6学級 】 クラス替えができない規模	地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、デメリットの解消策等を積極的に検討・実施する必要がある。
【 7～8学級 】 全学年ではクラス替えができない規模	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
【 9～11学級 】 半分以上の学年でクラス替えができる規模	児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。

中学校

【 1～2学級 】 複式学級が存在する規模	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
【 3学級 】 クラス替えができない規模	地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、デメリットの解消策等を積極的に検討・実施する必要がある。
【 4～5学級 】 全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
【 6～8学級 】 全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。
【 9～11学級 】 全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模	

○杵築市における「学校規模の適正化に関する検討開始基準」

法令や国の手引などを参考に、本市における「学校規模の適正化に関する検討開始基準」を次のように定めます。

この基準に該当する場合は、学校規模の適正化に係る検討組織を設置し、その適正化に向け検討を開始します。

なお、検討区域の範囲については、各地域の意向も尊重しながら、柔軟に対応するものとします。

学校規模の適正化に関する検討を開始する基準

① 学校規模の状態

○小学校・中学校

- ・大田地域、山香地域の小学校が統合した際の状況を鑑み、全校の児童生徒数が20人未満となり、今後も児童生徒数の大幅な増加が見込めない状態
- ※全校の児童生徒数が20人未満であっても、地域の特性や地理的要因等により、統合が適当でないと教育委員会が判断した場合はこの限りではない

② 検討開始時期

○小学校・中学校

- ・①に該当する見込みの年度から

③ 検討区域

○小学校

- ・①に該当する場合、当該中学校区内の小学校を検討対象区域とする

○中学校

- ・①に該当する場合、隣接する中学校区の中学校を検討対象区域とする
- ※検討に当たっては、当該地域の地理的特性を考慮するものとする

学校規模の適正化に関する検討を開始する上で考慮すべき事項

検討を開始する対象校を単に他の学校と統合することを検討するのではなく、中学校区を考慮した広域的な視点に立って、新設校の開設を含めて検討することが重要になります。

(2) 学校規模を適正化するための手法

ア 適正規模の範囲に近づけるための対応策

適正規模の範囲に近づけるための対応策としては、適正規模の範囲を下回る小規模校の場合、「通学区域の見直し」「統合等」「学校選択制」が考えられます。

手法	内容	
通学区域の見直し	通学区域を見直す	
統合等	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し新設校を設置する
	②新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し新設校を設置する
	③分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分離して、他の学校に統合する
	④分校の活用	例えば小学校低学年までは地元の分校に通わせ、高学年になったら本校に通わせるなど
学校選択制	①自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	②ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤特定地域選択制	従来の通学区域を残したままで、特定の地域に居住するものについて学校選択を認めるもの

【出典】「地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断的な実行計画の策定手法に関する調査研究(ガイドラインの作成)報告書より

イ 適正範囲に近づけるための対応策を選択しない場合

地理的な要因など様々な地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難又は小規模校のまま存続させることが必要であるという結論に至る場合もあります。

こうした場合は、学校の存置を選択することになる可能性が高いと考えられますが、合わせて教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校の課題を解決し、そのよさをさらに生かしていく工夫が必要となります。

ウ 学校統合の検討体制の整備

地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政のみで行うものではなく、保護者、地域住民等の関係者と十分に協議を重ね、関係者の理解と協力を得て行う必要があります。

統合によって全く新しい学校づくりを行うような場合は、地域と学校が両輪となって学校づくりの過程に取り組むようにすることが必要となります。

(3) 学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項

ア 児童生徒への配慮

学校の統合に伴い、人間関係や学習環境が変化することから、児童生徒が新しい学校生活に安心して移行できるよう、教職員の配置や、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じる必要があります。

イ 通学環境の配慮

学校の統合に伴い、通学距離や通学時間が長くなることが想定されるため、通学環境の安全確保に十分に配慮する必要があります。

また、通学時間の基準を踏まえ、通学による児童生徒や保護者の負担軽減を図るため、公共交通機関の活用やスクールバスの導入など、多様な交通手段の確保に努める必要があります。

ウ 保護者や地域住民との協議

学校規模の適正化に当たっては、保護者や地域住民と小中学校の現状や課題等について認識を共有し、理解と協力を得ながら協議を進める必要があります。

エ 施設整備面での配慮

学校統合に伴い、統合後の学校における学習内容、学習形態や施設の老朽化に応じた施設の整備を検討する必要があります。

オ 学校の跡地利用

学校施設は、単なる教育施設ではなく、防災拠点としての役割や地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面を持っていることから、学校の跡地利用については、まちづくりの観点から総合的に検討する必要があります。

5 少子化に対応した魅力ある学校づくり

統合等による学校規模の適正化の検討を契機として、杵築の子どもたちが、夢をもって学び、健やかに成長できる教育環境の更なる充実を図るため、本市における魅力ある学校づくりの3つの方向性について調査・研究を行うとともに、実現に向けた取組を推進します。

① 教育の質の向上

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの豊かな学びや健やかな成長を実現するため、コミュニティスクールの推進により、地域住民等が学校運営改善や、学校教育活動の支援に参画する体制を構築する
- 新しい時代に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成するため、各教科の系統性を踏まえながら、学年間の接続を円滑なものとするとともに、学校間の連携の強化を目指す。

② 教育の機会の確保

- すべての子どもたちが安心して教育を受けられるようにするため、不登校や病気療養など様々な困難を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援施策の更なる充実を図る。
- 子どもたちの学びを保障するため、ICT（情報通信技術）等を効果的に活用し、学習環境を確保するとともに、多様な学習ニーズに応じた教育活動の更なる充実を図る。

③ 教育を支える環境の充実

- 子どもたちの学びを最大限に引き出す質の高い指導を行うため、教職員が時代の変化に対応した新しい知識や技能を学ぶことのできる環境を整備する。
- 子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、多様な知識や経験を有する外部人材を活用し、業務の役割分担を推進するとともに、教職員が教育活動に専念できる支援体制の更なる充実を図る。

資 料 編

- ・杵築市立学校における適正規模・適正配置についての提言
(令和5年2月：杵築市立学校適正規模・適正配置検討委員会)

杵築市立学校における
適正規模・適正配置についての提言

令和 5 年 2 月

杵築市立学校適正規模・適正配置検討委員会

目 次

はじめに

1. 本提言の位置づけ

2. 国及び県の学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

- (1) 適正規模についての基本的な考え方
- (2) 適正配置についての基本的な考え方

3. 杵築市立学校の「適正化」に向けた現状と課題

- (1) 児童生徒数の減少に伴う学級数の減少
- (2) 複式学級数の増加
- (3) 教員数の減少
- (4) 施設設備の老朽化

4. 杵築市立学校における適正規模の基準

5. 基準を満たしていない学校への対応

- (1) 学校の持続可能性を高める方策の検討
- (2) 学校統合等により適正規模に近づけることの検討

6. 適正化に向けて

はじめに

近年のグローバル化は私たちの社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、子どもたちの成長を支える教育の在り方も、新たな事態に直面しています。

平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を「どのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか」を明確にしながら社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」が目指すべき理念として位置付けられました。これによって、教職員間、学校段階間（校種間）、学校と社会との相互連携を促し、また、各学校がその特色を生かしながら創意工夫を重ね、子どもや地域の現状や課題を捉え、教育活動の更なる充実を図っていくことができるよう、地域や家庭と協力しながら、学習指導要領等を踏まえ教育改善を図っていくことが求められています。

このように学校教育における大きな転換期を迎えている中で、学校を取り巻く環境は大きく変わりがつつあります。特に、全国的な少子化の流れは杵築市においても例外ではなく、児童生徒数が著しく減少し、複式学級編成の学校が増加することが見込まれるなど、教育の機会均等、教育効果や教育組織の向上を図るため、学校規模の適正化へ向けた早急な取組が課題となっています。

本検討委員会は、こうした現状と「第4次杵築市行財政改革大綱（未来戦略推進プラン）」（令和3年1月策定）を踏まえ、令和4年7月に設置されました。これまで4回にわたり委員会を開催する中で、杵築市立学校の児童生徒数や学級数等の現状と推移に関し理解を深め、教育的観点と将来的な視点から、適正規模・適正配置のあり方について全委員で真摯に論議、検討を重ねてまいりました。

今後の学校の配置にあたりましては、教育委員会、学校、保護者はもとより地域関係者等が課題の解決に向けて相互に協力することにより、学校教育のより一層の充実が図られますことを期待するとともに、杵築市の次代を担う児童生徒がよりよい教育環境で修学できますことを願い提言いたします。

杵築市立学校適正規模・適正配置検討委員会

委員長 山 崎 清 男

1. 本提言の位置づけ

本市は、「杵築市」・「山香町」・「大田村」3市町村合併後の平成19年、児童生徒数の減少を踏まえ、教育の機会均等・教育効果の向上を図るため「杵築市立学校適正規模検討委員会」を設置し、学校規模の適正化に向けた取組をスタートしました。「杵築市立学校適正規模検討委員会」の提言（以下「平成20年提言」）を受け、「杵築市学校適正化基本方針」「杵築市立学校適正配置推進計画」が策定され、平成21年度以降は、旧市町村ごとに「地域学校適正配置検討委員会」を設置して、保護者・地域住民とともに漸次学校適正化に向けた取組を進めてきました。

【「平成20年提言」による提言】

<小学校について>

- ①学校規模の適正化の推進にあたっては、今後の児童数の推移や地域性などを考慮しながら、児童の減少が著しいと考えられる学校や複式学級を有する学校を対象校とした統廃合を視野にいれ検討する必要があると考えます。
- ②現在、複式学級を有する過小規模校は6校であり、平成25年度には、8校となることが見込まれることから適正配置に取り組む必要があると思われます。
- ③老朽化が進んでいる学校、建て替え等が必要と思われる学校では、財政面を十分考慮し、統廃合とあわせて行うことが望ましいと考えます。

<中学校について>

- ①学校適正化の推進にあたっては、単学級の学校を対象とし、今後生徒数の推移や地域性などを考慮して適正配置についての検討が望まれます。

この度、「杵築市立学校適正配置推進計画」の策定から10年以上が経過し、少子化の進展をはじめ学校を取り巻く教育環境が大きく変化していることから、今後の杵築市立学校の適正規模・適正配置を探るため「杵築市立学校適正規模・適正配置検討委員会」（以下検討委員会）が設置されました。検討委員会では、市が目指す教育方針や児童生徒数の推移など学校を取り巻く現状を認識した上で、今後の学校のあり方について慎重な検討を重ねてきたところです。

本提言は、これまでの杵築市立学校の規模や配置の適正化の取組を踏まえ、次代を切り拓く子どもたちの資質・能力の育成に向けた持続可能な学校教育を担保するため、本市が学校統合の適否やその進め方、小規模校の存置について検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものです。

2. 国及び県の学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

(1) 適正規模についての基本的な考え方

児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質・能力を伸ばしていくという学校の特性を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされます。法令上、学校規模の標準は、学級数によって設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされています。この標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」弾力的なものとされており、標準を下回る規模の学校（以下小規模校）にあっても、小規模

校がもつメリットを生かした指導の充実に努めなければなりません。しかし、児童生徒にとって最も大切な教育環境である教員配当が学級数に応じており、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教員集団を確保するには一定の学級数が必要です。

また、学級編制における1学級の児童生徒数も法令によって定められています。学級は同学年の児童生徒で編制するものとされていますが、2つの学年の児童生徒を1学級に編制する複式学級の基準も示されています。

【学級数についての法令による適正規模の定義】

学校教育法施行規則

小学校	小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時は、この限りでない。	第41条
中学校	小学校の規定を準用する。	第79条

【学級編制についての法令による定義】

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

令和4年度大分県教育委員会における市町村立学校の学級編制及び教職員配当基準

学級編制の区分	1学級の児童生徒数			
	小学校		中学校	
	国	県	国	県
○同学年の児童生徒で編制する学級 小1・2年生、中1年生	35	30	40	30
○二の学年の児童生徒で編制する学級(複式学級) 1年生を含む場合 2年生を含むとび複式の場合	16	14	8	解消
	8	解消		
	16			

※法改正により、小学校における1学級の児童数は令和7年度までに全学年が35人になるよう段階的に進行中。令和4年度時点では、3年生まで進行。

文部科学省は、「家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念される」として、平成26年度に『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き』を策定・通知しました。

手引きによると、小学校においては、複式学級を解消するために少なくとも1学年1学級以上であることが必要であるとされています。そして、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするために1学年2学級以上あることが望ましいとされています。また、中学校においては、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたりするためには、少なくとも1学年2学級以上が必要であり、教科における免許外指導をなくすためには少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされています。さらに、学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質保証が困難となる場合もあることから、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮することが求められています。

(2) 適正配置についての基本的な考え方

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。国では、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる適正な学校規模の条件として、学級数に加え通学距離を示しています。小学校ではおおむね４キロメートル以内、中学校ではおおむね６キロメートル以内（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第４条２項）とされており、通学条件を通学距離で捉えてきました。しかし、児童生徒の実際の通学状況を見た場合、スクールバスの導入等多様な交通手段が活用されており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで考えることは実態にそぐわなくなってきたと言えます。手引きによると、全国的には「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村もあり、それらの市町村ではおおむね６０分以内と設定している例が多いようです。学校の位置や学区の決定等にあたっては、児童生徒の心身の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件が設定される必要があります。

また、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりはまちづくりと密接に関わっていることから「地域とともにある学校づくり」が求められています。学校統合の適否等を含む適正配置の検討に当たっては、保護者はもちろんのこと地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になります。

3. 杵築市立学校の「適正化」に向けた現状と課題

学校教育の目的や目標をよりよく実現するための教育環境について、本市の小・中学校では次のような状況・課題が確認されます。

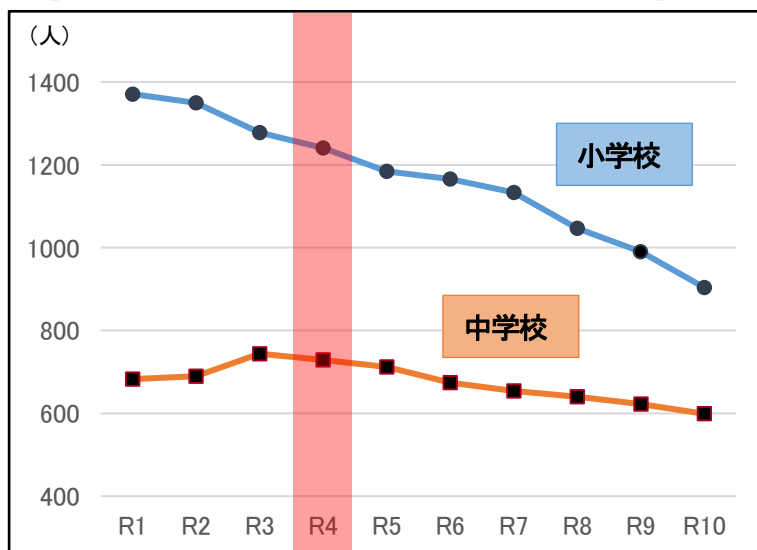
(1) 児童生徒数の減少に伴う学級数の減少

わが国における大きな課題として、人口の減少と偏在をあげることができますが、本市も例外ではありません。減少のしかたも地域により大きな違いが見られ、市周辺部において減少スピードが加速しています。

児童生徒数については、「平成２０年提言」時の２５３９人から令和４年度には１９７０人となり、１４年間で２０％を超える減少が見られました。今後はさらにスピードを増し、令和１０年度までの６年間で２０％に迫る減少が予想されます。

また、児童生徒数の減少にともない学級数も減少しており、令和４年度において、小学校では１０校のうち国が定めた標準規模に該当する学校は１校のみであり、残り９校はすべて小規模校です。さらに全学年においてクラス替えが実施できない学校は８校あり、

【令和１年度から令和１０年度における児童生徒数の推移】



4校は複式学級を有する学校（以下過小規模校）です。一方、中学校は3校とも標準規模には達していないもののクラス替えは可能な状況にあります。

【単学級(クラス替えができない)により生じることが考えられる課題】

- ・児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができない。
- ・新たな人間関係を構築する力を身につけさせることができない。
- ・クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができない。
- ・学級同士が切磋琢磨する環境をつくることができない。
- ・学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等、多様な指導形態をとることができない。
- ・指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることによるきめ細やかな指導が不可能となる。 等

【令和4年度杵築市立学校の学級数・児童生徒数】

学校名	学級数				児童生徒数						
	総数	通常の学級	複式学級	特別支援学級	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
杵築小	20	17	－	3	475	80	69	94	83	64	85
山香小	11	8	－	3	218	33	33	32	36	45	39
八坂小	7	6	－	1	154	18	30	25	25	22	34
東小	7	6	－	1	126	22	23	20	28	16	17
大内小	7	6	－	1	74	9	8	12	11	20	14
護江小	7	6	－	1	68	12	8	14	13	12	9
豊洋小	5	5	1	－	50	6	8	7	5	11	13
北杵築小	6	5	1	1	41	7	9	5	4	11	5
大田小	5	4	2	1	25	5	3	1	5	4	7
立石小	4	3	2	1	10	0	1	1	2	3	3
児童数計					1241	192	192	211	212	208	226
杵築中	13	10	－	3	321	94	99	128			
宗近中	9	8	－	1	235	89	83	63			
山香中	7	6	－	1	173	54	66	53			
生徒数計					729	237	248	244			



全学年でクラス替えができない学校



複式学級

令和4年5月1日現在 教育総務課調べ

【令和4年度から令和10年度までの学校別児童生徒数の推移】

年度 学校	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4と比べた R10の増減数
杵築小	475	460	484	478	440	436	411	▲64
山香小	218	207	196	190	179	167	150	▲68
八坂小	154	144	140	145	139	129	120	▲34
東小	126	125	132	115	104	91	77	▲49
大内小	74	72	61	56	50	48	45	▲29
護江小	68	68	59	53	44	40	34	▲34
豊洋小	50	39	34	34	32	28	26	▲24
北杵築小	41	40	31	33	31	23	18	▲23
大田小	25	20	18	17	17	16	11	▲14
立石小	10	9	11	12	11	12	12	2
児童数	1241	1184	1166	1133	1047	990	904	▲337
杵築中	321	282	263	269	276	279	264	▲57
宗近中	235	261	256	241	236	230	229	▲6
山香中	173	169	155	144	128	113	106	▲67
生徒数	729	712	674	654	640	622	599	▲130

令和5年度以降は住民基本台帳に基づく推計

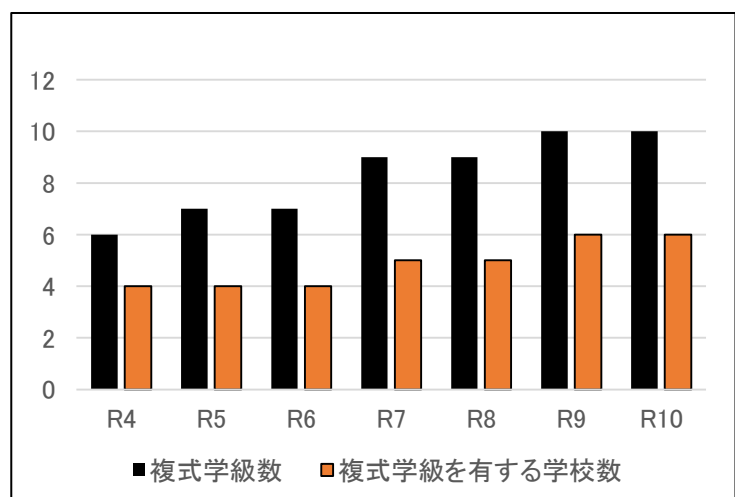
(2) 複式学級数の増加

「平成20年提言」を受け、山香地域・大田地域においては、これまで3件の複式学級解消のための統廃合が実施されてきました。しかし、少子化の進展から、山香地域・大田地域には依然として過小規模校が見られ、杵築地域においても出現している状況です。

令和4年度において、過小規模校は4校あり、そのうち2校は複式学級を2学級有しています。住民基本台帳に基づく実数をベースにした将来推計によると、今後はさらに複式学級が増加し、令和10年度には6校が複式学級

を有し、そのうち4校が複式学級を2学級有するものと考えられます。また、令和8年度には離れた学年による複式となるとび複式学級も出現することが予想されます。複式学級では直接指導と間接指導を組み合わせる複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、様々な課題が生じることが指摘されており、複式学級の解消は本市にとって喫緊の課題と言えます。

【令和10年度までの複式学級数・複式学級を有する学校数】



【複式学級により生じることが考えられる課題】

- ・教員に特別な指導技術が求められる。
- ・複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うことになるため、教員の負担が大きい。
- ・単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ・実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ・兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約が生じる可能性がある。

等

【令和10年度までに複式学級を有すると推計される学校の学級数・児童数】

		全校児童数	学級数	複式学級数	現6年	現5年	現4年	現3年	現2年	現1年	R5入学	R6入学	R7入学	R8入学	R9入学	R10入学
大内小	R 4年度	74	6	0	14	20	11	12	8	9						
	R 5年度	72	6	0		20	11	12	8	9	12					
	R 6年度	61	6	0			11	12	8	9	12	9				
	R 7年度	56	6	0				12	8	9	12	9	6			
	R 8年度	50	6	0					8	9	12	9	6	6		
	R 9年度	48	5	1						9	12	9	6	6	6	
	R10年度	45	5	1							12	9	6	6	6	6
護江小	R 4年度	68	6	0	9	12	13	14	8	12						
	R 5年度	59	6	0		12	13	14	8	12	9					
	R 6年度	59	6	0			13	14	8	12	9	3				
	R 7年度	53	5	1				14	8	12	9	3	7			
	R 8年度	44	5	1					8	12	9	3	7	5		
	R 9年度	40	4	2						12	9	3	7	5	4	
	R10年度	34	4	2							9	3	7	5	4	6
豊洋小	R 4年度	50	5	1	13	11	5	7	8	6						
	R 5年度	39	4	2		11	5	7	8	6	2					
	R 6年度	34	4	2			5	7	8	6	2	6				
	R 7年度	34	4	2				7	8	6	2	6	5			
	R 8年度	32	4	2					8	6	2	6	5	5		
	R 9年度	28	4	2						6	2	6	5	5	4	
	R10年度	26	4	2							2	6	5	5	4	4
北杵築小	R 4年度	41	5	1	5	11	4	5	9	7						
	R 5年度	40	5	1		11	4	5	9	7	4					
	R 6年度	31	4	2			4	5	9	7	4	2				
	R 7年度	33	4	2				5	9	7	4	2	6			
	R 8年度	31	4	2					9	7	4	2	6	3		
	R 9年度	23	4	2						7	4	2	6	3	1	
	R10年度	18	4	2							4	2	6	3	1	2
大田小	R 4年度	25	4	2	7	4	5	1	3	5						
	R 5年度	20	4	2		4	5	1	3	5	2					
	R 6年度	18	4	2			5	1	3	5	2	2				
	R 7年度	17	4	2				1	3	5	2	2	4			
	R 8年度	17	4	2					3	5	2	2	4	1		
	R 9年度	16	4	2						5	2	2	4	1	2	
	R10年度	11	3	2							2	2	4	1	2	0
立石小	R 4年度	10	3	2	3	3	2	1	1	0						
	R 5年度	9	3	2		3	2	1	1	0	2					
	R 6年度	11	4	1			2	1	1	0	2	5				
	R 7年度	12	3	2				1	1	0	2	5	3			
	R 8年度	11	2	2					1	0	2	5	3	0		
	R 9年度	12	3	1						0	2	5	3	0	2	
	R10年度	12	3	1							2	5	3	0	2	0

令和4年度大分県学級編制・配当基準による、学年の組み合わせは例

各年の入学児童数は住民基本台帳に基づく推計ですが、立石小については、令和5年度は0人、令和6年度も推計を下回るとする情報もあります。県の基準により学級数は横ばいですが、児童数から教育活動は大きな制約を受けるものと考えられます。

(3) 教員数の減少

教員の配当数は学級数によるため、学級数の減少は教員数の減少に直結します。児童生徒にとって最も大切な教育環境であり、学校組織の構成員として大きな割合を占める教員数の減少は、学校経営に様々な課題を招きます。特に、授業に関して、小学校においては出張等不在時における授業代替者の確保に難しさのある学校が見られ、中学校においては特定教科における免許外指導が常態化している学校があります。これは、児童生徒の能力を伸ばすという学校の基本的役割を考えると大きな問題です。

【教員の減少により生じることが考えられる課題】

- ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ・教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。
- ・TT、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ・学年会や教科部会が成立せず、指導技術等の相互伝達がなされにくい。
- ・学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ・免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ・代替授業者の確保に支障が生じる可能性がある。

等

(4) 施設設備の老朽化

小学校の中には、昭和40年代に建設された校舎・体育館を有する学校もあり、耐震改修を行い長寿命化が図られてはいるものの老朽化は否めません。そのため施設設備については、必要に応じてその都度改修を行い対応している状況にあり、限られた財源の有効活用という観点から、長期的視点に立った環境整備が求められます。

【施設設備の老朽化により生じることが考えられる課題】

- ・学校間で教育環境やそれにもとづく教育活動に差が生じ、児童生徒や保護者に不公平感が生まれやすい。
- ・多様化する時代の変化に応じた学習環境が整備されづらい場合がある。
- ・学校の施設設備と家庭における生活環境とに乖離が見られる。

等

4. 杵築市立学校における適正規模の基準

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、中央教育審議会は、2020年代を通じて実現をめざす学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学び」としました。学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT環境を最大限活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげていくことが必要です。個性の尊重と多様な他者との協働はますます重要性を増しています。

また、わが国の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な成長発達を保障する役割や、人と安全・安心につながることもできる居場所としての福祉的な役割も担ってきました。この役割の重要性は今後も変わることはありません。

このことを踏まえ、学校の規模や配置の適正化を図る際の基本的な考え方として確認すべき「学校」の果たす役割は次の2点が最も重要であると言えます。

- ①児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養う。
- ②単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせる。

学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念される今日、公立小学校・中学校の設置者である市は、地域の実情に応じながら、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していかなばなりません。そのためには、国・県の動向に留意しながら本市独自の学校適正化基準を設定することが大切だと考えられます。

「地域とともにある学校づくり」の視点を加味し、杵築市立学校の現状と課題を法令や手引きに照らし合わせると、本市においては小学校では複式学級を解消するために1学年1学級が、中学校ではクラス替えが実施できる1学年2学級が適正規模の下限であると考えられます。この学級数を実現するためには、学年の児童生徒数が小学校においては8名以上、中学校においては41名以上必要になります。そのため、学校規模の適正化の検討にあたっては、児童生徒数の将来推計に着目することが必要になります。

適正配置のための通学条件としては、すでに徒歩や自転車だけでなく多様な交通手段が活用されていることから、通学距離ではなく通学時間で設定することが妥当であると考えられます。山香地域・大田地域で運行されているスクールバスのすべての路線が通学時間60分以内に設定されていること等を踏まえ、通学時間60分以内とすることが適当と考えます。なお、学校の適正配置に伴い通学距離が従来の規定を大きく上回る場合には、学校設置者が児童生徒の安全面や心身の負担面を考慮した適切な交通手段を担保することが必要です。

【杵築市立学校における適正規模の基準】

校種	適正規模にかかわること			適正配置にかかわること
	要件	学年の学級数の下限	学年の児童生徒数の下限	通学条件
小学校	複式学級の解消	1学年1学級	8人	通学時間がおおよそ60分以内
中学校	クラス替えの実施	1学年2学級	41人	

5. 基準を満たしていない学校への対応

適正規模の下限を下回る学校については、学校の持続可能性を高める方策や学校統合等により適正規模に近づけることの適否を検討する必要があります。

(1) 学校の持続可能性を高める方策の検討

学校は地域コミュニティの核としての性格を有しており、学校、特に小学校がなくなることは地域コミュニティの存続に影響しかねません。また、ほとんどの小学校は、明治期の「学制」発布直後に地域住民の努力により設置されてきた歴史をもち、以来多くの卒業生を輩出していることから住民も強い愛着

をもっています。そのため、基準を満たしていない学校については、安易に統廃合を進めるのではなく、学校の存続の可否を十分に検討しなければなりません。

学校が地域に存続し続けるためには、教育水準が担保された魅力ある学校であることが必要ですが、そのための手立てとして次のようなことが考えられます。

○小規模の特性を生かす方策

教育の機会均等を確保する観点からまず検討しなければならないのは、小規模であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させる方策です。その上で、多様な考えに触れる機会の確保、切磋琢磨する態度、向上心を高める方策や教職員体制の整備等小規模校のもつデメリットを解消したり緩和したりする方策も講じていくことが大切です。

【小規模校が持つメリット】

- ・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導が行いやすい。
- ・意見や感想を發表できる機会が多くなる。
- ・様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ・施設設備が余裕をもって使え、教材・教具も一人一人にいきわたらせやすい。
- ・異年齢の学習活動を組みやすい。
- ・地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限生かした教育活動が展開しやすい。
- ・保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。等



【メリットを生かした取組】

- ・ICTを効果的に活用し、一定レベルの基礎学力をすべての児童生徒に保障する。
- ・個別指導や学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などを総合的に実施する。
- ・児童・生徒会活動や各種の班活動等を通じて、意図的にすべての児童生徒にすべての役職を経験させる。
- ・隣接学年のみならず、学校全体での異年齢活動や協働学習を年間を通じて計画的に実施する。
- ・教育活動全体を通じて、校外学習も含めた様々な体験の機会を積極的に取り入れる。等

○通学区域制度の弾力的な運用

児童生徒が通うべき学校は、「杵築市学校の通学区域に関する規則」により指定されていますが、通学区域制度を弾力的に運用したり、小規模特認校を設けたりすることで、基準を満たせていない学校へ本来の通学区域外からの就学が可能となり、児童生徒数の増加も期待できることがあります。

すでに本市には、「杵築市立学校小規模特認校就学実施要綱」があり、過小規模校である大田小学校が小規模特認校に指定されています。要綱の趣旨が十分生かされることが望まれます。

○他校との交流学习等の推進

小規模校では、多様な意見に触れる機会が極めて不足することから、一定の集団規模での教育活動が行える環境を整えることが重要です。GIGAスクール構想によるICT環境の整備等を生かし、同じ中学校区内の小学校間で連携し合同授業を実施したり、スクールバス等を活用し定期的に互いの学校へ出向くなど交流学习の機会を確保することも考えられます。その際には教員の働き方改革等にも留意し、持続可能な教育活動を創造することが大切です。

(2) 学校統合等により適正規模に近づけることの検討

学校の持続可能性を高めるための方策を検討した上で、教育環境の質の維持が長期的に困難であると考えられる場合は、校区の再編や学校統合を検討することになります。児童生徒の減少や偏在により学校規模に課題がある本市の現状を踏まえると、校区の再編では一時的な解決にしかならないと考えられ、学校統合の適否を検討せざるを得ません。その結果、統合を選択した場合は、短期間のうちに学校の統廃合が繰り返されることのないよう長期的な視点をもった検討を行うことが必要です。

また、学校統合に際しては、複数の小規模校同士での統合だけでなく、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え円滑な学年進行に資する小中一貫教育への移行も視野に入れ検討することも考えられます。

6. 適正化に向けて

本市は、「ひとが育ち、輝くまちづくり」を進めることを目指して、平成25年4月、大分県下で初めて教育立市を宣言し、10年が経過しました。本年4月に見直しが行われた教育立市プランでは、「人と学び、人と生き、人が育つ杵築の教育を創造します」「家庭、学校、地域が連携し、地域の宝として子どもたちを育てます」を基本理念として掲げ、「地域とともにある学校づくり」を推進することが謳われています。

学校は、児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校の適正化は児童生徒のための教育環境の改善を中心に据えて検討されるべきです。しかし、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能も有していることから、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者をはじめ地域住民や学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていかねばなりません。

教育環境の整備には、財政上大きな負担が伴います。そのため学校設置者である市は、長期的・全市的な視点をもって最良の方策を立てなければなりません。また、児童生徒によりよい教育環境を保障するためには、スピード感のある取組を行うことも求められます。

すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備され、教育立市を宣言する本市において魅力ある学校づくりが推進されることを切に望みます。

杵築市立学校適正規模・適正配置検討委員会

委員長 山崎 清男（学識経験者：大分大学名誉教授）

副委員長 松木 教生（学識経験者：退職校長）

委員 高島 弘道（学識経験者：退職校長）

委員 山川 明宏（学校教育関係者：大分県教育庁別府教育事務所次長）